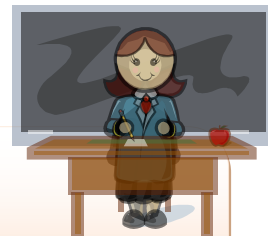


● 事業主のみなさまへ



従業員の自発的な職業能力開発を 支援しませんか！

“キャリア形成促進助成金” 活用のご案内

従業員が自らのキャリア形成のために自発的に職業能力開発（※）を行うにあたって、事業主が就業規則等により（を設けて）以下の制度による支援を行った場合

（※）職業訓練、教育訓練、キャリアコンサルティングの受講、職業能力検定の受検

事業主が行う支援の内容	
I <u>経費負担制度</u>	職業能力開発に要した受講料等の一部又は全部を負担した場合
II <u>時間確保制度</u>	職業能力開発のための勤務時間の短縮等の措置を講じた場合
III <u>休暇制度</u>	職業能力開発のための休暇（年次有給休暇とは別の休暇）を付与した場合
IV <u>長期休暇制度</u>	職業能力開発のための長期休暇（年次有給休暇とは別の連続3ヶ月以上の休暇）を付与した場合

**従業員の自発的な
職業能力開発**

事業主が負担した経費、支払った賃金の一部及び制度の導入（利用）を、国（（独）雇用・能力開発機構）が “助成” します。

【留意事項】

キャリア形成促進助成金は、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定化助成金等と同一の事由による併給はできませんのでご留意下さい。

活用事例

【 K社（中小企業）の事例 】

K社は、従業員の職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための講習を業務として受けさせるなど従業員の職業能力開発に力を入れています。

今後は、さらに従業員の自発的な職業能力開発の支援も行うこととして、就業規則に「自発的職業能力開発経費負担制度」と「職業能力開発休暇制度」を定め制度を導入しました。

今般、制度の導入により、従業員2人が同制度を利用して自らのキャリア形成を行うために、〇〇県の能力開発施設が行う教育訓練「〇〇技術コース」（1ヶ月：60時間）を受講する予定です。

	【K社が負担する経費】	【助成金の受給（見込）額】
経費負担制度	☆受講料 100,000円…① $50,000円（※イ） \times 2人 = 100,000円$ （※イ） = K社が負担する受講者の1人あたりの受講料です。	★経費助成 50,000円…③ $50,000円（※イ） \times 1/2（助成率） = 25,000円$ $25,000円 \times 2人 = 50,000円$
休暇制度	☆賃金 228,000円…② [訓練を受講する時間に係る 休暇に対する賃金です。] $2,000円（※ロ） \times 60時間 = 120,000円$ $1,800円（※ロ） \times 60時間 = 108,000円$ （※ロ） = 受講者2名（雇用保険の被保険者）の通常の賃金時間額です。	★賃金助成 91,200円…④ $1,900円（※ハ） \times 0.8 \times 1/2（助成率） = 760円$ $760円 \times 60時間 \times 2人 = 91,200円$ （※ハ） = K社の従業員1人1時間あたりの平均賃金単価です。
制度導入・利用	—	★制度導入奨励（※二） 300,000円…⑤ $150,000円（経費負担制度） + 150,000円（休暇制度） = 300,000円$ ★制度利用奨励（※二） 200,000円…⑥ $50,000円 \times 2人 \times 2制度 = 200,000円$ （※二） = 制度を導入後3年以内に、制度を利用した受講者が発生した場合です。
合計	328,000円（①+②）	641,200円（③+④+⑤+⑥）

（注）助成金の受給には一定の要件や審査があります。詳しくは下記にお問い合わせをお願いします。

●お電話でのお問い合わせは全国どこでも

ナビダイヤル **0570-001154** まるまるいいこよう（全国共通）

- ・ご利用時間は9：00～17：00（土日祝日は休業）
- ・最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センターに自動転送されます。
- ・携帯電話・PHSからはご利用になれません。・NTT回線以外の方は、一部つながらない場合があります。
- ・通話料金はお客様負担となります。

◆独立行政法人雇用・能力開発機構では、従業員の雇用環境の改善をお手伝いするために、募集・採用、教育訓練、労働条件などに関する「雇用管理相談」を承っております。詳しくは、最寄りの都道府県センターまでお問い合わせください。
 なお、機構の各業務については、ホームページ（<http://www.ehdo.go.jp/>）をご覧ください。